

宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

本事業は複数の企業（以下、「構成員」という。）により構成される共同企業体で実施し、その運営形態は、それぞれ優れた技術を有する分野を分担しつつ、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同企業体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。なお、構成員の分担業務は、業務の内容により共同企業体協定書において明らかにするものとする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 構成する企業数の上限は任意とする。ただし、構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営上の責任の明確化を図るため、必要最小限の企業数とすること。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する業務の一部もしくは当該事業と同種の業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。
- (4) 代表企業は、下水道管路包括的維持管理業務または下水道管路施設ストックマネジメント計画の業務実績を有する企業とする。なお、別途何らかの方法で客観性を持ち、優位性が示される場合はその限りではない。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 構成員の委任状

4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 実施要領 2.2 に定める参加資格要件のうち①から⑦は、構成員の全てが満たすものとする。資格要件のうち⑧に掲げた条件は、少なくとも 1 以上の条件を構成員は満たした上で共同企業体として全てを満たすものとする。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加するものにおいては、他の共同企業体の構成員になることはできない。また、再委託先を含め他の参加者となることはできない。
- (3) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- 1 宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- 2 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下、「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和6年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇株式会社

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇株式会社

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇株式会社

（代表企業の名称）

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第7条 当企業体の代表企業は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。ただし、建設工事請負契約は除く。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体の業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産法に定める破産手続開始の決定がなされた場合又は会社法に定める特別清算手続開始の決定がなされた場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産手続又は特別清算手続を開始した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 6 年〇〇月〇〇日

(応募者) 〇〇〇〇共同企業体

代表企業

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者) 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

構成員

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者) 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

構成員

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者) 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

共同企業体に関する委任状（例）

令和6年 月 日

宇部市長 篠 崎 圭 二 様

共同企業体の名称		
構成員	会社名	
	所在地	
	代表者氏名	印
構成員	会社名	
	所在地	
	代表者氏名	印
構成員	会社名	
	所在地	
	代表者氏名	印

共同企業体の構成員は、下記の者を共同企業体の代表者として「宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託」の募集手続きに係る一切の権限を委任します。

受任者 (代表者)	会社名	
	所在地	
	代表者氏名	印